

毎週火、金曜日発行(但休^{カヨウ}のときは翌日)

招和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

規則

主要農作物種子法の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年七月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第十九号

主要農作物種子法の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

主要農作物種子法の実施に関する条例施行規則(昭和二十七年十一月鳥取県規則第八十七号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条 法第四条の規定による審査を受けようとする者は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる期日までに、口頭又は文書により種子審査員(法第四条第四項に規定する技術吏員をいう。)に請求しなければならない。

- ◆規則
主要農作物種子法の実施に関する条例施行規則の一部改正
- ◆告示
則の一部改正
- ◆禁獣区の設定
- ◆米飯提供業者の登録
- ◆保安林の指定解除予定
- ◆土地改良事業の認可申請にかかる決定及び綻覽
- ◆昭和三十三年六月定期県議会で議決された昭和三十三年度歳入歳出追加予算等
- ◆人委規則
職員の任用に関する規則の一部改正
- ◆職員の任用に関する規則の一部改正
- ◆警察官の昇任に関する権限の委任に関する規則の一部改正
- ◆人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則の一部改正
- ◆行政職等級区分表、医療職等級区分表等に属する職の指定

00283

00282

区 分 期 日
稻及び大豆 每年七月末日
麦類 每年三月末日

第五条中「別記第五号様式」を「別記第三号様式」に改める。

第二号様式を次のように改める。

1. 品種	県指定採種場
2. 面積	メートル
3. 播種(移植)月日	セントメートル
4. 生産者	セントメートル
住所	1.5メートル
氏名	↓

第三号様式及び第四号様式を削り、第五号様式を第三号様式とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

昭和三十三年七月一日

藤

茂

鳥取県告示第二百九十九号

狩猟法(大正七年法律第三十二号)第九条の規定により、次のとおり禁猲区を設定する。

昭和三十三年七月一日

鳥取県知事 遠藤

一 向山禁猲区

倉吉市小田地内小田橋西詰を基点とし、同所から天神川及び小鴨川の左岸にそつてさかのぼり和田橋北詰に至り、地方道、倉吉由良線を北に進み、県道福光下北条停車場線に至り同線を北に進み、県道由良上井線に至り、同線を東南に進み基点に至る線に囲まれた区域内一円の山林

昭和三十三年七月一日から
昭和三十六年六月三十日まで

2 存続期間

二 鉢伏山禁猲区

1 区域

東伯郡東郷町大字川上地内東郷町上水道水源池を基

点とし、県道松崎桑原線を東南に進み川上峠に至り、

氣高郡境界線にそつて北に進み鉢伏山三角点を経て

鳥取県告示第三百号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三号)

第三十五条の四の規定に基き、昭和三十三年六月二十五日次の者に対し米飯提供業者の業者登録をした。

昭和三十三年七月一日

鳥取県知事 遠藤

茂

境界線に至り、松崎町大字川上字駄床と字高辻畑の

境界線を通り基点に至る線に囲まれた一円の区域

登録番号 登録年月日 氏名 屋号又は名称

七〇六 三三、六、二五 数本 国夫

三日月食堂

七〇七 " 楊華傑

翠明荘

七〇八 " 和藤 一枝

わとう

花園町一四

一般食堂

住 所 営業所の所在地

倉吉市新町三丁目

一般食堂

米子市皆生一、八二四

"

旅館

花園町一四

一般食堂

00285

第2933号

昭和三十三年7月1日 火曜日 鳥取県公報 第2933号

市 郡 町 村 大 字 字 地	所 在 場 所	全 面 積	指 定 予 定		解 除 の 理 由	申 請 者 住 所 氏 名
			面 積	(見 込)		
東伯 羽合 宇野 西又二	一、九六八 〇〇三〇 〇〇二〇 〇〇一一	台 帳 見 込	(実測)	面 積	解 除 予 定	申請者氏名
	一、九七四 〇.〇一〇一 〇.〇二〇〇 〇.〇一〇一	町 町 町 町			指 定 の 理 由	
	"				解 除 の 理 由	
	"				申 請 者 姓 名	

鳥取県告示第三百三号
大灘土地改良区から、土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第四十八条第一項の規定により、新たに行なうとする土地改良事業の認可申請があつたので、当該土地改良事業計画(暗渠排水)につき審査の結果、右申請を適當と決定した。

土地改良事業計画(暗渠排水)につき審査の結果、右申請を適當と決定した。
よつて、次のように総覽に供する。

昭和三十三年七月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 総覽に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写

二、総覽の期間

次の土地について農林大臣から保安林解除予定の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十三年七月一日

00284 第2933号 4

鳥取県告示第三百一号

次の土地について農林大臣から保安林解除予定の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の規定に基く同法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第五条の規定により、次の土地について保安林の指定を解除する予定であるから同法第三十条の規定により告示する。

昭和三十三年七月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

市 郡 町 村 大 字 字 地	所 在 場 所	全 面 積	面 積	飛 砂 防 備	市 營 觀 光 施 設	指 定 の 理 由
鳥取 浜坂 伴山 国有林	八、八二八 八、八二八 八、八二八 〇、〇七九	町 町 町 (見込)	面 積	(見込)	(休)	申請者住所氏名

鳥取県告示第三百二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の規定に基く同法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第五条の規定により、次の土地について保安林の指定を解除する予定であるから同法第三十条の規定により告示する。

昭和三十三年七月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第三百四号
昭和三十三年六月定例県議会で六月十七日議決を経た、昭和三十三年度鳥取県歳入歳出追加予算、専決処務に基づく昭和三十二年度鳥取県歳入更正予算、同昭和三十

昭和三十三年七月一日から同年同月二十一日まで

三 総覽の場所

東伯郡大栄町役場

四 異議の申立

利害関係人において、公告にかかる決定に對して異議があるときは、総覽期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

三年度特別会計県立中央病院事業費歳入歳出追加予算は、
次のとおりである。

昭和33年7月1日

鳥取県知事 越 藤 茂

昭和33年度鳥取県歳入歳出追加予算

款項	科	目	予算額
歳入			千円
3 地方交付税			3,082
1 地方交付税			3,082
7 国庫支出金			10,851
2 国庫補助金			10,851
8 産業経済費			13,933
1 農政費			13,933
歳出合計			13,933
歳出合計			13,933
歳入合計			0
1 県債			35,000
総額			35,000

款項	科	目	予算額
歳入			千円
1 使用料			26,774,858
1 使用料			26,774,858
歳入合計			26,774,858
歳入合計			26,774,858
総額			26,774,858
諸支出金			26,774,858

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

昭和三十三年七月一日

鳥取県人事委員会委員長 中本覚藏

鳥取県人事委員会規則第九号

職員の任用に関する規則の一部を改正する

規則

職員の任用に関する規則(昭和三十七年鳥取県人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号及び第三号を次のように改める。

二 昇任 職員を職務の等級に分類される職に関する規則その他の規定に定める職でその現に有するものより上位の職(職員を等級区分表

等の適用を異にして異動させる場合においてそのつかせようとする職が人事委員会が別に定めるところにより現に有する職より上位の職となる場合を含む。)に任命する」と。

三 降任 職員を職務の等級に分類される職に関する規則その他の規定に定める職でその現に有するものより下位の職(職員を等級区分表等の適用を異にして異動させる場合においてそのつかせようとする職が人事委員会が別に定めるところにより現に有する職より下位の職となる場合を含む。)に任命する」と。

第一条第五号中「同種」の下に「又は異種」を加える。

第一条の次に次の二条を加える。

(任命の方法の一般的基準)

第二条の二 任命権者は、職員に欠員を生じた場合において選考により任用されたもの(教育委員会の教育長により選考されたものを含む。)を特別の事由による

場合のほかは競争試験により任用される職にこれを任せることができない。

第十五条中「職務の級、吏員又は雇員」を「職務の等級、吏員又は吏員以外の職員」に改める。

第十九条第一号を次のように改める。

一 職務の等級行政職四等級以上の職、職務の等級公職・吏員又は吏員以外の職員」に改める。
安職一等級の職、職務の等級教育職〔一等級の職、職務の等級研究職三等級以上の職、職務の等級医療職〔二等級以上上の職、職務の等級医療職〔二等級以上上の職及び職務の等級医療職〔一等級の職

第二十条第一号を次のように改める。

一 職務の等級行政職四等級以上の職、職務の等級公安職一等級の職、職務の等級教育職〔一等級の職、

職務の等級研究職三等級以上の職、職務の等級医療職〔三等級以上の職、職務の等級医療職〔二等級以上上の職及び職務の等級医療職〔一等級の職

第二十条第二号を削り、第三号を第二号とし以下第五号まで順次繰りあげ、第六号中「前五号」を「前四号」

に改め、同号を第五号とする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十二年四月一日から適用する。

2 この規則適用の際、從前の規定により既に選考された者については、この規則の規定により選考されたものとみなす。

3 この規則適用の日において現に有効な四級職採用候補者名簿は、初級採用候補者名簿、警察官採用候補者名簿は中級採用候補者名簿、農業改良普及員採用候補者名簿は上級採用候補者名簿とみなす。

職員の任用に関する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年七月一日

鳥取県人事委員会委員長 中本覚藏

鳥取県人事委員会規則第十号

職員の任用に関する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する権限の委任に関する規則（昭和二十七年、鳥取県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第一号を削り、第一号を第一号とし、第三号を第二号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

警察官の昇任に関する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年七月一日

鳥取県人事委員会委員長 中本覚藏

鳥取県人事委員会規則第十一号

警察官の昇任に関する権限の委任に関する規則

規則の一部を改正する規則

警察官の昇任に関する権限の委任に関する規則（昭和二

人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年七月一日

鳥取県人事委員会委員長 中本覚藏

鳥取県人事委員会規則第十二号

人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則

する規則の一部を改正する規則

人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則（昭

この表に定められていない公安職等級区分表、教育職等級区分表、教育職等級区分表、医療職等級区分表の各等級に属する職及び技能労務職員の職については、人事委員会においてそのつ度定める。

和二十七年鳥取県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号を次のように改める。

三 警察官の昇任に関する権限の委任に関する規則(

昭和二十九年鳥取県人事委員会規則第十八号)第三

条に規定する協議

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会告示

鳥取県人事委員会告示第三号

行政職等級区分表に属する職に対応する研究職等級区分表、医療職等級区分表等に属する職を次のように定める。

昭和三十三年七月一日

鳥取県人事委員会委員長 中本覚藏

行政職等級区分表	一 に属する職級	二 に属する職級	三 に属する職級	四 に属する職級	五 に属する職級	六 に属する職級
研究職等級区分表						
医療職等級区分表						
地方公営企業法に定める企業職員の職						
に属する職級	一 に属する職級	二 に属する職級	三 に属する職級	四 に属する職級	五 に属する職級	六 に属する職級
に属する職級	二 に属する職級	三 に属する職級	四 に属する職級	五 に属する職級	六 に属する職級	
に属する職級	三 に属する職級	四 に属する職級	五 に属する職級	六 に属する職級		
に属する職級	四 に属する職級	五 に属する職級	六 に属する職級			